

## 『松本城の日制定記念』ロゴ 使用申請書

## 1 申請者

名前	フリガナ	
	名前	
電話番号	— —	
住所	〒 —	
メールアドレス		

## 2 使用内容

営利目的	有 ・ 無	
内容、仕様		
製作予定数量	(点)	
販売予定価格	(税込)	
提出サンプル形式		
ネット販売予定		
使用期間	令和8年3月末日まで	
処理欄	結果	許可 ・ 不許可
	意見	

- ※1 使用については『松本城の日制定記念』ロゴ運用マニュアルをご参照ください。
- ※2 次のいずれかに該当する場合、使用を承認しません。
  - (1) 『松本城の日制定記念』ロゴ運用マニュアルに反する使用のおそれがある場合
  - (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
  - (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者である場合
  - (4) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
  - (5) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
  - (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
  - (7) 松本城や実行委員会、松本市等のイメージを損ない、または正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
  - (8) 自己の商標または意匠とするなど独占的に使用されるおそれがある場合
  - (9) その他、実行委員会で承認することが不相当と認められる場合
- ※3 規定に反した使用及び虚偽の申請が認められる場合、使用許可を取り消すことがあります。
- ※4 規定に定めのない事項に関して生じた疑義については、事務局等と使用者が協議して定めるものとします。
- ※5 実行委員会はロゴの使用により第三者に対して与えた損害または損失について、損害賠償その他の法律上の責任を一切負いません。
- ※6 ロゴを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、実行委員会に速やかに報告するとともに、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとします。
- ※7 ロゴの使用料は無償です。
- ※8 使用申請書提出時、制作物のサンプルを提出してください。なお、提出いただいたサンプルは原則返却いたしません。
- ※9 制作物の完成後は事務局へ1部提出してください。なお、提出いただいたサンプルは原則返却いたしません。
- ※10 サンプル等の提出に係り料金が発生する場合は、使用者の実費負担となります。
- ※11 使用期間は令和8年3月末日までとします。
- ※12 使用期間内であれば、再販時申請は不要です（改変する場合は再度申請が必要です）。
- ※13 使用申請書は1商品等につき1枚提出してください。但し、同種色違い等は使用申請書にその旨の記載があれば1枚で申請可能とします。
- ※14 審査には1～2週間程度かかります。